

新宿区教育委員会会議録

令和 7 年第 4 回定例会

令 和 7 年 4 月 4 日

新宿区教育委員会

令和7年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年4月4日（金）

開会 午後 4時00分

閉会 午後 4時32分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第25号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（次長）
- 2 令和7年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 3 訴訟事件の終了について（第1審）（学校運営課長）
- 4 令和7年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第4回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 承知しました。

○教育長 それでは、議事に入る前に、一言御挨拶をさせていただきます。

この4月1日に、教育長として再度の任命をいただきました。皆様とともに新宿区の教育の充実に努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

○教育長 本日の進行につきましては、4月1日付で事務局幹部職員の人事異動がございましたので、初めに報告1の報告を受けます。

その後、日程第1 第25号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに事務局から報告をお願いいたします。

○次長 それでは、報告1を御覧いただければと思います。令和7年4月1日付、異動の幹部職員を紹介させていただきます。

初めに、教育委員会事務局参事（教育調整課長【統括課長】事務取扱）、徳永創。子ども家庭部子ども家庭課長からの異動昇任です。

○教育調整課長 徳永でございます。よろしくお願いいたします。

○次長 次に、教育支援課長、菊地ゆみ。子ども家庭部子ども家庭支援課長からの異動です。

○教育支援課長 菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長 次に学校運営課長、高橋和孝。地域振興部榎町特別出張所長からの異動です。

○学校運営課長 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○次長 次に、教育指導課主任指導主事、北中啓勝。教育指導課統括指導主事からの昇任でございます。

○主任指導主事 引き続きよろしくお願いいたします。

○次長 なお、参考に前任者の異動先を下に記載してございますので、御参照いただければ幸いです。

以上です。

○教育長 説明が終わりました。令和7年度の教育委員会事務局の幹部職員の紹介をしていただきました。

御質問や御感想などはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、新しい方もこれから一緒にどうぞよろしくお願いいたします。

◎ 第25号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第25号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

それでは、第25号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第25号議案 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。

議案概要を御覧ください。

本議案は、奨学資金借用証書の作成に係る印紙税を非課税とする特例が延長されることに伴い、様式の特例を定める期間を延長するため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。

奨学資金借用証書の作成に係る印紙税につきましては、租税特別措置法に基づき、非課税とする特例が設けられており、こちらが令和7年3月31日までから令和10年3月31日までに延長されることになりましたので、規定の整備を行い、この特例に即した様式の定めを延長するものでございます。

それでは、第25号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

奨学資金借用証書の様式につきましては、第7条で定めておりますが、先ほど御説明させていただいたとおり、印紙税を非課税とする特例が時限的なものであるため、本則の改正は行わずに、様式の特例について規定する付則第2項の下線部分、これを改正し、現行では令和7年3月31日とありますが、これを令和10年3月31日へと延長するものです。

さらに、1枚おめくりいただきますと、現行の奨学資金借用証書の本則様式がございます。この本則様式につきましては、右上に印紙の貼付欄がございまして、下の枠外に収入印紙に関する注意書きがございます。

もう一枚おめくりいただきますと、参考として、改正後の付則第2項に規定する別に定める様式を添付してございます。

今回の印紙税を非課税とする特例の延長に伴いまして、この別に定める様式におきましては、引き続き印紙の貼付欄を削除いたしまして、下の枠外の注意書きにつきましても、印紙税は非課税である旨表記するものでございます。

次に附則についてですが、この規則は公布の日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。第25号議案の提案理由でございます。

奨学資金借用証書の作成に係る印紙税を非課税とする特例が延長されることに伴い、様式の特例を定める期間を延長する必要があるためでございます。

以上御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第25号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告2 令和7年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告3 訴訟事件の終了について（第1審）

◆ 報告4 令和7年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1は終了しておりますので、報告2から報

告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告の2になりますけれども、令和7年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨を御覧いただければと思います。

まず、I新宿区議会公明党でございます。代表質問、井下田議員です。

1、令和7年度予算と今後の区政運営についてということで、(1)ですけれども、2行目の来年度の教員の働き方改革の取組について、教育委員会の考えを伺うということです。

(2)1行目、新中央図書館建設の総合的な観点からの検討についてということで、大きなところで、新宿区教育委員会の認識を伺うということでございます。

答弁、教育長になります。

(1)1行目の終わりになりますけれども、教員の働き方改革プロジェクトチームで協議を重ね、令和7年度からの新たな目標の設定と施策の見直し等を取りまとめた「第三次報告書」を年度内に作成する予定である。

その次、本報告書で取りまとめた施策・取組については、実践できるものから速やかに実施するとともに、飛びまして、教員の勤務環境の改善と働き方改革に全力で取り組んでいくと答えてございます。

(2)は1行目の後ろになりますけれども、今後も、中央図書館が時代にふさわしい「区民にやさしい知の拠点」であり続けられるよう、情報収集を行い、総合的に検討していくと答えてございます。

2番になりますけれども、平和の啓発普及活動についてということで、デジタル版戦争体験談集について、学校現場でも活用すべきと考えるが、いかがかという質問です。

教育長答弁になります。

デジタル版戦争体験談集についても、区長部局と協力して区立学校へ活用を周知し、児童・生徒が戦争体験談を視聴することで、戦争の悲惨さと平和の尊さを実感し、平和への意識を高める機会の一つとしていくと答えてございます。

大きな3番になります。暮らしやすい安全で安心なまちの実現についてということで、2行目になりますけれども、闇バイトに対する学校教育における取組、それから2ページ目に参りまして、東京都の予算案では、若年層向けの啓発漫画の作成を行うとしているけれども、この活用も効果的と考えるが、教育委員会の所見を伺うということでございます。

教育長答弁になります。

中学校では、中学生段階からの意識付けが重要と捉え、警察と連携して、スクールサポーター等を講師としたSNS利用に関するセーフティ教室の中で、闇バイト防止の取組を実施している。また、東京都が今後作成する啓発漫画については、内容を注視しつつ、効果的な活用を検討していくと答えてございます。

4番、未来を担う子どもたちの教育環境の整備について、（１）になります。「朝の小一の壁」について、区立小学校の登校時間の現状と子どもたちの受入れの実態。また、「朝の小一の壁」について、教育委員会としてどのような認識かということです。

また、東京都では、朝の子どもの居場所づくりとして、教育予算に盛り込んでいるけれども、これを受けて、教育委員会としても全校一律の対応などを検討すべきと思うということです。

（２）不登校対応校内分教室（チャレンジクラス）について、具体的な取組状況と将来的な設置場所の拡大、また、小学生に対する設置についてどのように考えているか、併せて不登校対応巡回教員の対応についてはどのように行うのかということです。

（３）は、新宿区におけるフリースクール等の利用状況を伺う。また、２行目でありますけれども、助成制度を検討してはどうかということです。

（４）自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、現在の検討状況ということでございます。

教育長答弁です。

（１）になりますけれども、初めに登校の実態をそれぞれお答えしまして、「朝の小一の壁」は、共働き世帯の増加などにより、子どもが小学校に入学することで、保護者の通勤時間と子どもの登校時間との差から生じる課題のことであり、保護者の働き方改革や子どもの居場所などに影響を及ぼすことと認識をしているということです。

東京都の新規事業については、まだ詳細は明らかになっていないとお答えをしております。また、全校一律の対応についても、今後、学校ごとにニーズが違ってくるであろうということで、今後の調査によって把握した実情を踏まえて検討していくと答えてございます。

（２）チャレンジクラスの設置に向けた具体的な取組ということで、12月に保護者へホームページや冊子で周知を行いました。今年1月には入級に向けた説明会を2回実施したとお答えをしております。

チャレンジクラスを拡大する予定は、現在のところありませんがとお答えをしております。また東京都でも制度化されていないため、小学生に対する設置は考えていないと答え

てございます。

また、令和7年度は不登校対応巡回教員を1名配置する予定とお答えをしております。

(3) についてのフリースクール等の関連でございますけれども、40名程度通っていると
お答えをしております。補助については、最後の行になりますけれども、現時点で区独自に助成を行うことは考えていないとお答えをしております。

(4) については、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けて、小・中学校長会の代表を加えて協議を進めており、新たに近隣自治体の設置校への視察を行い、区立学校の施設状況等の調査を実施したとお答えをしております。

Ⅱ 日本共産党新宿区議会議員団になります。代表質問、沢田議員からの御質問です。

1、子育て支援についてということで、(1) 品川区の区長が述べた「社会全体で子育てを支える」「義務教育は無償とする」という考え方について、教育委員会も同様の認識かということでございます。

(2) 品川区長と同様の認識であるならば、2行目に参りまして、修学旅行や移動教室の費用、補助教材費まで無償化すべきと考えるが、見解を伺うということでございます。

教育長答弁です。

(1) です。文部科学省では、憲法に定める義務教育の無償の範囲に関し、教育基本法に基づき、国公立の学校における義務教育の授業料は徴収しない趣旨であると認識をしており、教育委員会においても同様の認識ですと答えてございます。

(2) になります。経済的な理由で支援が必要なご家庭には、これまでも就学援助制度による支援を行っており、今後も適切な対応を継続していくことから、保護者負担の無償化については考えていないとお答えしております。

2番、区立幼稚園についてということでございます。

(1) 区立幼稚園をいかに存続させるかが議論されていて、教育委員会では園長会で出された要望をどう議論して、対策を検討してきたのかということです。

(2) 区立幼稚園の拡充について、学級編制基準を柔軟に見直すべきではないか。また、預かり保育について、全園での実施や時間延長をしてはどうか。さらには、新宿区でも給食を実施してはどうかということでございます。

(3) は、区立幼稚園の魅力発信の強化として、さらなる工夫が必要ではないか。

(4) 区立幼稚園の在り方について、地域の方々も交えて議論する会議体をつくってはどうかということでございます。

(1) になりますけれども、毎月開催されている園長会の中でも様々な意見交換を行っているところだが、まずは預かり保育の利用実績などを含め、現状分析や課題の共有、他自治体での取組事例の把握等を十分に行っていくことが必要であると認識をしているとお答えをさせていただきます。

(2) になります。3歳児学級の編制基準である入園承認日時時点で8名以上の申込みを要する基準については、3歳児学級の定員が20名となった平成28年度から適用しており、集団教育を効果的に実施する目的であることから、基準の見直しは考えていないとお答えをさせていただきます。

そこで、2行下がりまして、預かり保育の利用実績は高くない状況が続いていることから、預かり保育の拡充を行う状況ではないとお答えをさせていただきます。

幼稚園に給食提供することについては、継続的かつ安全に実施することは難しいものと認識をしている。なお、他区においては、弁当の提供を行っている取組もあることなどから、今後研究していくとお答えをさせていただきます。

(3) についてです。なお、区立幼稚園の周知については、各園と教育委員会が連携して取り組むことが重要であることから、教育委員会では、幼稚園教諭を対象とした区ホームページ活用のための研修や助言等を行っており、各園がホームページ等を活用し、それぞれの園の特色や魅力の効果的な発信に努めているとお答えをさせていただきます。

(4) については、適宜、区立幼稚園の課題の共有や意見交換を行っているため、現時点で新たな会議体を設置する予定はないとお答えをさせていただきます。

Ⅲ 新宿未来の会、えのき議員からの質問になります。

図書館についてということで、6ページを御覧ください。

現状を鑑みた図書館数についての区の考えを伺うということ。(2)は、図書館の運営費を削減していくことについて、現在の区の取組と考え方。(3)は、今後の新庁舎建設に併せて、中央図書館を設置することを検討すべきということでございます。

教育長答弁です。

(1)の答弁になりますけれども、「新宿区公共施設等総合管理計画」では、地域図書館については大規模な改修や建て替えの際に、地域社会の知識基盤としての行政需要やITの進展を踏まえて、地域図書館のあり方及び施設総量の検討を行うこととしているとお答えをさせていただきます。

(2)は、図書館を運営するための施設の維持管理をはじめ、図書の運搬や装備に係る経

費削減は、人件費や物価の高騰により厳しい状況にあるとお答えをしております。

(3) は、新中央図書館建設については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく区有施設マネジメントの中で検討すべき課題であると認識をしておりますとお答えをしております。

7 ページ目に参りまして、一般質問、鈴木議員になります。

1、こどもの自殺対策について。

(1) 教員不足や教職員の授業以外の業務の負担軽減との両立を図りながら、いかに子どもたちの命と心を守っていくか見解を伺うということでございます。

(2) チャレンジクラス説明会の状況を伺うということでございます。

答弁、次長です。

(1) になりますけれども、各校では、子どもの表情や服装などをきめ細かく見守ることで、SOSにいち早く気付き、対応できるようにしている。また、心配な子どもたちやその家庭の実態を共有し、多くの教員が関わることで心のケアや相談機関等を案内するなど対応しており、教職員全体で関わることで、担任一人が抱え込むことがないよう、組織的な対応を行っているとお答えをしております。

(2) になります。令和7年4月のチャレンジクラス開設に向け、1月21日、30日の2回、説明会を実施し、両日合わせ30組程度の児童・生徒、保護者が参加した。

区立学校以外の児童・生徒への周知については、不登校対策に関する区ホームページをリニューアルし、チャレンジクラスの概要や入級の流れなどについて情報を掲載しているとお答えをしております。

次に、IV立憲民主党・無所属クラブの代表質問、小野議員になります。

1、朝の小1の壁について。

朝の子どもの居場所に関するニーズが高まり、新宿区でもどのような対策をお考えかということです。

また、品川区では、朝食を毎日提供する取り組みが参考になると考えるが、所見を伺うということでございます。

8 ページおめくりいただきまして、教育長の答弁になります。

朝の子どもの居場所については、どのような対応が取れるのか、子ども家庭部と連携しながら研究していくと答えてございます。

品川区において、無償で朝食を提供することについては、報道等で承知をしている。各ご

家庭に様々な状況があることは理解しているが、子どもたちと一緒に朝食を食べる時間を大切にいただき、子どもたちが心豊かに1日の学校生活をスタートしてほしいと考えているとお答えをしております。

2、小学校における登下校連絡システムについて。

「安心でんしょぼと」を区立小学校に広げていく考えはあるかということのお尋ねでございます。

答弁、教育長になります。

区立学校や幼稚園では、一斉連絡システム「すぐーる」を導入しており、保護者の利便性向上を図っている。

このため、現時点では学童クラブ等で利用している「安心でんしょぼと」を区立小学校に広げていくことは考えていないとお答えをしております。

V日本維新の会・新宿区議団になります。一般質問、おやまだ議員からの質問の1番、児童福祉についてということでございます。

(1)ですが、多職種連携による支援体制の強化が必要だと考えるが、見解を伺う。

(2)です。子どもの発達段階に応じた自己防衛教育の現状と小学校での児童虐待に関する授業の実施について、所見を伺うということです。

次長答弁になります。

(1)です。教育委員会は、子どもや若者支援等を目的とした、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの構成員として、各機関とのつながりを生かして問題解決を図っているとお答えをしております。

9ページに参りまして、(2)になります。

全区立学校では、児童・生徒が身近な大人などに相談ができるようSOSの出し方に関する教育を、特別活動や保健体育科等の学習と関連させ、動画等を活用し、発達段階に応じた学習を年に1回以上実施しているとお答えをしております。

VI自由民主党新宿区議会議員団になります。代表質問、高阪議員です。

1、激動する社会を生き抜く子どもたちへの教育について。

(1)カリキュラムオーバーロードを心配する教育現場からの声について、学習項目のあり方や授業時間数を今一度、見直す時と思われるが、所見を伺うということでございます。

(2)情報活用能力の各学校段階の取組状況を伺う。また、「情報」や「デジタルテクノロジー」の教科化を検討する必要があると考えるが、所見を伺うということです。

(3) 多様な子どもを学年でひとくくりにし、一律の学習を課す制度の弾力化が必要な時期に来ているのではないかと考えるが、所見を伺うということでございます。

教育長答弁になります。

(1) です。学習指導要領の改訂に伴い、教科書の分量は過去と比較しても増加しており、その内容を学習する児童・生徒と指導する教員の負担につながっている。児童・生徒、教員にとっても学習の内容や授業時数などが詰め込みすぎ、オーバーロードとならないように支援することが必要と認識をしているとお答えをしております。

(2) になります。小・中学校では、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作や、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力に関わる内容、情報リテラシーを身に付けるために情報社会での行動に責任を持つことや、情報を安全に正しく利用することなどを学習している。

情報やデジタルテクノロジーの教科化については、今後の学習指導要領の改訂内容を注視して対応していくとお答えをしております。

10ページの(3)の答弁になりますけれども、現在、文部科学省が授業時数、学習内容の柔軟化を検討していることから、学年の壁の弾力化についても、国の動向を注視して対応していくとお答えをしております。

Ⅶ参政党新宿まなびとまもりの会、一般質問、青木議員からの質問です。

1、北朝鮮による拉致問題の啓発推進について。拉致問題の教育について、どう指導をしているのか。さらに、視覚的に訴えるコンテンツを活用すべきと考えるが、見解を伺うということです。

答弁、教育長になります。

小学校では、6年生の社会科において、韓国・北朝鮮と日本の関係性についての学習の中で、拉致問題の存在を学び、中学校では社会科公民的分野において、国家主権に関連する学習の中で、北朝鮮による拉致問題が人権や日本の主権を侵害していることを学んでいる。

視覚的に訴えるコンテンツの活用の見解については、北朝鮮人権侵害問題啓発週間で、東京都教育委員会作成の北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する研修セットの活用を全小・中学校へ通知をしているとお答えをしております。

11ページに参りまして、Ⅷれいわ新選組 新宿、一般質問、さわい議員の質問です。

1、国際社会に取り残されることなく、人権が尊重される自治体となるためにということで、区内の学校で子どもたち自らが権利を主張し行動した事例の有無と、併せて人権教育に

ついて今後の展望を伺うということです。

答弁は、教育長になります。

小・中学校では、児童会・生徒会が組織され、より良い学校生活に向け、児童・生徒が活動を行っている。中学校では、校則や制服の見直しなどについて、生徒会が意見を主張し、多様性や防寒のために女子生徒のスラックススタイルを許可するなど、生徒たちの意見が反映した事例もあるということでございます。

人権教育の今後の展望は、今後も小・中学校での人権教育において、子どもの権利だけでなく、障害者や外国人、性的マイノリティ等、様々な人権課題を取り上げ、一層の人権教育の推進に努めていくとお答えをさせていただきます。

以上になります。

○学校運営課長 では、続きまして、報告3の訴訟事件の終了について御説明させていただきます。

本件でございますが、令和6年6月3日開催の第6回教育委員会定例会、第25号議案として決定していただきました調停の申立て、及び調停不成立等の場合における訴えの提起について、訴訟事件の終了についての御報告でございます。

報告3の資料を御覧ください。

1、事件名、越境樹枝切除請求事件。2、当事者は記載のとおりでございます。3、訴状提出年月日等は、訴状提出が令和6年10月4日。和解成立が令和7年3月7日となっております。

本件では、当初、調停により解決を目指しておりましたが、調停が不成立となったことから、越境樹枝の切除を求めて訴訟を提起したものでございます。

項番飛びまして、裏面の6を御覧ください。

訴えの概要としましては、被告が所有する土地に植えられております2本の樹木の樹枝が、新宿区立学校の敷地まで越境しまして、学校の3階教室の窓に接触するにとどまらず、教室内にまで及ぶ勢いで伸長しており、葉が茂る時期には教室の窓も開けられない状況であること、また、本件樹木の枯れ枝や枯れ葉が学校の通路に落下することがあり、児童の身体への危険が危惧されている状況が続いていること、これらの状況により、学校教育の実施に具体的な支障を生じさせていることから、区は被告に対し切除の交渉、度重なる要請を行いました。が、越境樹枝が切除されなかったことから、越境樹枝の切除の判決を求めたものでございます。

訴訟提起後に、被告から区の請求のとおり、樹木の越境部分を切除するとの和解の意向が示され、和解が成立いたしました。

和解条項としましては、表面にお戻りいただきまして、5番となります。条項のほうですけれども、被告の負担と責任により、越境した樹枝を全て切除する。作業日、作業時刻、作業機材の使用場所等について、事前に了承のもとに行う。毎年度2回、双方立会いのもと、樹木の状況を確認し、学校敷地に侵出があるときは、被告の費用負担と責任において越境した樹枝を立会確認日から1か月以内に切除するという内容となっております。

現在、3月末までを期日とした和解となっておりますが、越境樹枝を切除するに当たりまして、天候等の影響がございまして作業の進捗が遅れております。現在、代理人弁護士を通じて速やかな履行をするように申し入れを行っているところでございます。

教育委員会としましては、本件和解を基に引き続き、当該学校の児童の安心な学校生活を確保するよう対応してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○中央図書館長 報告の4でございます。令和7年度「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施についてでございます。

下記のとおり実施するということでございまして、1番、調べる学習コンクールとはということでございますけれども、こちらは児童・生徒が自由にテーマを設定し、図書館資料を活用してまとめた作品をコンクール発表するものでございます。

図書館利用の促進と調べ学習の普及等を目的とし、児童・生徒の「自己解決能力の育成」を図書館と学校が連携して支援するものでございます。

2番、事業内容です。

こちらにつきましては、地域コンクールと全国コンクールの2種類がございまして、(1)地域コンクールの主催につきましては新宿区教育委員会、(2)全国コンクールの主催につきましては、公益財団法人図書館振興財団でございます。

内容については、記載のとおりでございます。

3番、地域コンクールの参加校・応募数の推移については、記載のとおりでございまして、令和6年度につきましては、小・中・高合わせて40校、応募数につきましては2,115件というものでございます。

裏面をお願いいたします。

4番、地域コンクールの取組につきまして、主催は先ほど申し上げたとおり新宿区教育委

員会です。応募対象は区内在住・在学の小・中・高生、応募作品につきましては、テーマは自由となつてございまして、小学生はB4サイズまで、中学生以上はA4サイズまでで、おむね50ページ以内とさせていただいております。

(4) 審査方法です。

各校の担当図書館による一次・二次審査後、外部審査員と各地域図書館長で構成する合同審査会を実施いたしまして、館長賞・優秀賞・奨励賞を選出するものでございます。

結果につきましては、別途校園長会でもお知らせをいたします。

(5) スケジュールでございます。

4月から5月につきましては、担当図書館による事業説明を各校に行うというものでございます。

②としまして、6～8月につきましては、「調べ学習」の支援ということで、地域図書館が資料の調べ方やまとめ方などの「調べ学習講座」を行うとともに、学校の要望に応じて出張講座を実施いたします。

③9月、応募作品の募集でございますけれども、募集期間は今年の9月1日～9月19日までで、回収方法につきましては記載のとおりでございます。

10月になりますと、地域コンクールの作品の審査を行いまして、11月には表彰式を行う予定でございます。

ちなみに、今年度につきましては11月23日、日曜日に四谷区民ホールで開催予定でございます。

⑥になりまして、1月に全国コンクールの審査結果が発表になりますので、その結果を校園長会等、こちらのほうでも御報告させていただく予定でございます。

⑦3月、館長賞と全国優秀賞作品のレプリカ集を作成いたしまして、各校と区立図書館に配付するというところでございます。

ちなみに、令和6年度につきましては、レプリカ集は作成できましたが、本日での配付は間に合いませんでした。次回の教育委員会定例会までには配付をさせていただきたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。それでは、順に質疑してまいりたいと思います。

まず、報告の2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○的場委員 10ページの北朝鮮による拉致問題の啓発推進についてなんですけれども、拉致問

題の教育に関して、どこまで実際に踏み込んだ話を先生方がされるかというのは分からないのですが、人権侵害の深刻な問題であって、外交の非常に難しい課題ですので、学校や先生方によって教え方に偏りがあったり、それから大きな違いが出たりしないように、していただきたいと思います。

以上です。

○教育指導課長 御指摘いただいたとおり、国交などの指導はありませんので、あくまでも人権教育という視点で、教科書の中にもここに記載されているとおり、国家主権に関連する学習の中で北朝鮮の問題が人権や、日本の主権を侵害しているといったことを、学校では指導しております。

また、教材がございまして、「めぐみ」というDVDの教材で、いかに拉致問題が人権侵害に当たるのかを重点的に指導しているところでございます。

○的場委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告4について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に報告5、その他ですが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 以上で報告事項を終了します。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 4時32分閉会